

高砂市見守りカメラの設置方針について（案）

1 見守りカメラの設置場所

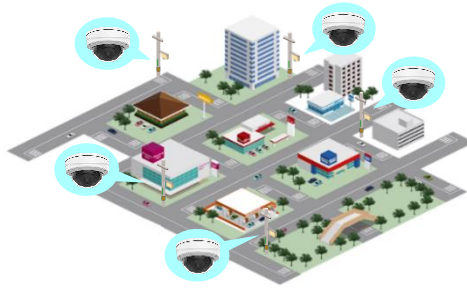
令和5年度から小学校の通学路や学校周辺、過去に不審者情報があった場所や危険な場所等に設置します。

なお、設置場所は、地域の皆さんからいただいたご意見やご要望等を踏まえ決定していくこととしています。

(1) 小学校の通学路や学校周辺

※ 各小学校の通学路の延長を計測し、一定距離(約 300m)に1台設置できるように各小学校区、公平に設置します。

(2) 過去に不審者情報があった場所や、地域の皆さんが危険だと感じる場所



2 設置台数

市内全体で上限500台

※通学路の距離や地域の状況等を勘案し設置台数を決定します。

3 設置場所の検討方法

市が高砂警察署や各小学校の意見を聞いて作成した設置場所行政案を基に、各地区連合自治会を中心に検討することとしています。

